

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等本訴、同反訴請求控訴事件
控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫
被控訴人(第一審本訴原告、反訴被告) 豊田 泰文

準備書面(10)

平成28年6月10日

大阪高等裁判所第7民事部S2係 御中

控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫



控訴人(以下第一審本訴被告)は、被控訴人(以下第一審本訴原告)の平成28年5月11日、大阪高第7民事部での弁論準備での主張と第一審本訴原告の平成28年5月16日の準備書面(6)に対して、下記の通り、反論する。

1. 第一審本訴原告の平成28年5月11日、大阪高第7民事部での弁論準備での主張について
第一審本訴原告は、下記の書面が、争点4、原告(第一審本訴原告)の被告に対する記事の削除
及び記事の掲載等の差止めを求める請求の当否を求めるものであると主張している。

(1)原告(第一審本訴原告)提出平成27年10月16日付準備書面(1)

(2)原告(第一審本訴原告)提出平成27年10月16日付準備書面(5)

(3)原告(第一審本訴原告)提出平成28年5月11日付準備書面(6)

(1)では、第一審本訴被告の和歌山弁護士会に提出した第一審本訴原告に対する懲戒請求
が理由がないということを前提に違法性を主張しており、(2)、(3)は、その違法性を根拠に主張
を行っている。しかし、第一審本訴被告は、平成26年2月19日付第一審本訴原告の送付した内

容証明による通知書(乙第1号証)の内容が、懲戒に当たるものとして、懲戒請求を出した。

この内容証明による通知書の内容は、第一審本訴被告の主催するインターネットのサイトである「和ネット」の掲示板の投稿削除の要求であるが、その対象に法的請求権のない投稿の削除要求を含む違法なものであり、「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」との記載があり、この記載を信じれば、第一審本訴被告の主催する「和ネット」(以下「和ネット」)が検査対象になると解釈するのが自然であるが、削除を行わないと第三者である第一審本訴被告に法的手段に訴えるという矛盾をかなり含んだ文書であったため、著作権者である投稿者、そして、その投稿を閲覧する利用者の判断を仰ぐために、「和ネット」上にこの内容証明による通知書を公開した。その結果、対象の26投稿中、11投稿が投稿者により、自主削除された。投稿を削除されることによって、同時に自動的に通信記録も削除されている。

この中には、当然、内容証明による削除要求では法的請求権のない投稿も含まれていた。第一審本訴被告が、事態を重くみたのは、第一審本訴原告が他サイトも含め記載者として特定した人物の共犯と思われる投稿も自主削除されていたからである。このため、第一審本訴被告が懲戒請求を出すに至ったのである。なお、後で、第一審本訴原告の依頼者は、第一審本訴原告が他サイトも含め記載者として特定した人物を刑事告訴を行ったが、その略式起訴の起訴状(乙第68号証)から、「和ネット」が検査対象に含まれていなかつたのは、明らかである。そのため、通知書の「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告诉状を提出済みであります。」との記載は虚偽であるのは、明らかであり、これによって、第一審本訴被告、「和ネット」の投稿者、利用者を騙そうとしたのは、明らかである。つまり、「和ネット」の投稿者、利用者は直接の被害者であり、当事者でもある。そのため、第一審本訴被告の出した、第一審本訴原告に対する弁護士懲戒請求は、「和ネット」の投稿者、利用者を代表して第一審本訴被告が出したという側面がある。弁護士懲戒請求、それに係る文書、資料は、被害者であり、当事者でもある「和ネット」の投稿者、

利用者は「知る権利」を持っているので、「和ネット」上で公開するのは、第一審本訴被告の義務でもある。本訴は、この懲戒請求に係る訴訟であるので、当然、「和ネット」の投稿者、利用者は、「知る権利」を持っている。また、第一審本訴原告は、和歌山弁護士会が、第一審本訴被告の懲戒請求を排斥した結果を理由のない根拠としているが、和歌山弁護士会の議決書(乙第69号証)での認定及び判断では、「対象弁護士らは、実際に検察庁へ告訴状を提出し、その後岩出警察署へ告訴状の再提出も行っているとのことである。」と認定しているが、上記の略式起訴の起訴状から、「和ネット」が捜査対象に含まれていなかつたのは、明らかであるため、この告訴状は「和ネット」とはまったく関係がない。これから、第一審本訴原告が、和歌山弁護士会に虚偽の答弁を行ったのは明らかである。虚偽の答弁に基づく、決定書は、なんら、根拠になり得ないのも明らかである。このように、第一審本訴被告の出した懲戒請求については、十分に正当な理由があり、その公開についても、十分な理由があるので、第一審本訴原告が違法と主張する根拠はすでに崩れている。

そのため、第一審本訴被告に対し、記事の削除及び記事の掲載等の差止めを要求すること自体が失当にあたり、「和ネット」の管理者である第一審本訴被告だけではなく、「和ネット」の投稿者及び、利用者に対して不法行為をはたらいていたとも言える。

2. 平成28年5月16日の第一審本訴原告の準備書面(6)に対して

第一審本訴被告が、控訴答弁書以後提出した書面は、下記の通りである。

(1) 平成27年8月28日付準備書面

本準備書面は、平成27年8月24日付第一審本訴原告提出の控訴答弁書に対する反論である。第一審本訴原告は、一審の争点ごとに答弁していると主張しているので、それに対する反論なので、一審の争点ごとに反論している。

(2) 平成27年10月16日付説明書面

本説明書面は、平成27年8月28日の第一回口頭弁論で、裁判長より説明を求められたものに対する説明の書面である。

(3) 平成27年10月30日付準備書面(2)

本書面は、平成26年2月19日付第一審本訴原告の送付した内容証明による通知書に対する第一審本訴原告の主張が矛盾する重要事実が証拠とともに判明したことを説明した書面である。

当然、これは、第一審本訴被告の出した第一審本訴原告に対する懲戒請求の正当性を証明するものであるので、争点1に対して、本件懲戒請求が不法行為に該当しないという事実であり、また、争点5に対して、本件の告訴は第一審本訴原告の不法行為に当たり、争点6に対しても、本訴事件の第一審本訴原告の訴えの提起は、第一審本訴被告に対する不法行為に当たるという説明でもある。本準備書面を根拠に、平成27年10月30日付で、第一審本訴被告が提出した文書提出命令申立書を提出している。

(4) 平成27年10月30日付準備書面(3)

本書面は、平成27年10月16日付第一審本訴原告提出の準備書面(1)(本準備書面の相手方準備書面(2)は(1)の誤記)についての反論で争点4、原告の被告に対する記事の削除及び記事の掲載等の差止を求める請求の当否に関するものである。

(5) 平成27年11月17日付準備書面(4)

本書面は、平成27年10月27日、30日付第一審本訴原告提出の準備書面(2)、(3)についての反論で争点4に関するものである。

(6) 平成28年1月6日付準備書面(5)

本書面は、平成27年12月16日付第一審本訴原告提出の準備書面(4)、証拠説明書、甲21号証から甲58号証についての確認結果を報告したものである。そして、その中には問題点があるの

で、本書面で指摘を行っている。これは、争点4に関するものである。

(7) 平成28年1月6日付準備書面(6)

本書面は、平成27年10月30日付で、第一審本訴被告が提出した文書提出命令申立書に対して、新たな事実が判明したため、文書提出命令申立書の補足説明として本書面を提出している。文書提出命令申立書は、争点1で、第一審本訴被告の懲戒請求が、理由があり、決して、不法行為に該当するものでないということを証明するために、捜査対象が明記された告訴状の提出命令を申し立てたもので、新たな事実とともにその必要性を説明したもので、これは、争点1に関するものである。

(8) 平成28年2月13日付説明書面(1)

本書面は、平成28年1月13日の第二回弁論準備で、榎原裁判官より説明を求められたものに対する説明の書面である。

(9) 平成28年3月5日付準備書面(7)

本書面は、平成27年10月30日付で、第一審本訴被告が提出した文書提出命令申立書に対し、その必要性を再度、補足した説明の書面である。第一審本訴被告の懲戒請求が、理由があり、決して、不法行為に該当するものでないということを証明するために、捜査対象が明記された告訴状の提出命令を申し立てたものであるので、争点1に関する書面である。

文書提出命令申立書については、第一審本訴原告が刑事告訴を行った相手の略式起訴の起訴状から、「和ネット」が、捜査対象に入っていないのが明らかであるため、あえて、告訴状の提出命令を和歌山県警に出す必要がないとして却下された。なお、文書提出命令申立書に関する準備書面等は証拠として採用されているという認識である。

(10) 平成28年3月15日付準備書面(8)

本書面は、平成28年2月15日付第一審本訴原告提出の準備書面(5)についての反論で争点4に関するものである。

(11) 平成28年5月9日付準備書面(9)

本書面は、第一審本訴被告提出の控訴理由書、控訴答弁書と、上記(1)～(10)の内容を争点ごとにまとめたものであり、上記書面で記載できなかったことについて、争点ごとに追記したものである。

以上のように、各書面は、争点ごとに説明、主張を行っており、それは証拠に基づいて行われている。

第一審本訴原告が、主張する、裁判の争点と無関係な主張や証拠というのは、皆無である、そのため、第一審本訴原告には、具体的に指摘してもらいたい。

第一審本訴原告は、第一審本訴被告が、裁判争点と無関係な主張や証拠を提出して「和ネット」で公開しているという主張をしているが、具体的な指摘がない限り、第一審本訴被告にとっては、第一審本訴原告が妄想に取りつかれているとしか考え様がない。そのため、具体的な指摘がない限り、第一審本訴原告が主張する第一審本訴被告の訴訟記録公開の理由が全くの虚偽だという主張は、第一審本訴原告の妄想であり、虚偽の主張であると言わざる得ない。

また、上記、準備書面、説明書面及び書面に関する証拠については、提出扱いになっていないという認識は、第一審本訴被告にはない。あくまでも、本件についての第一審本訴被告の主張を吟味する上での証拠としての位置付けで扱われているものと認識している。

平成28年5月9日付準備書面(9)には、平成28年3月15日以降に判明した事実を証拠として、記述を行っている。それは、第一審本訴原告の弁護士懲戒制度に対しての考え方がわかつたためである。その根拠は、準備書面(9)の争点3で説明している通り、第一審本訴原告が、代表を務

める市民団体である「市民連合わかやま」が、第24回参議院議員通常選挙で、和歌山県選挙区に和歌山弁護士会の元会長である由良登信氏を参議院候補として擁立した。しかしこの由良登信氏が、昨年の11月に戒告という弁護士懲戒処分を受けていたことがわかつたためである。この懲戒処分については、官報(乙第77号証)及び日本弁護士連合会の機関誌、「自由と正義」(乙第83号証)にも公告として掲載されている。

由良登信氏が自分の意思で参議院選挙に立候補することに関しては、第一審本訴被告にとっては、あざかり知らぬことであるが、「市民連合わかやま」が擁立するということは、代表である第一審本訴原告がこの懲戒処分を知らないはずがない。また、政党助成法上、公の政党と呼べる、日本共産党、社民党、生活の党も由良氏を推薦している。(乙第84号証)これらの政党は、由良氏の懲戒処分(戒告)を知っていて推薦していると考えるのが自然である。つまり、弁護士懲戒請求での戒告という処分は、世間的にも、取るに足らない程度の処分であるということが言えるし、第一審本訴原告もそのように考えていたのは、間違いない。

しかしながら、本件では、第一審本訴原告は、懲戒請求を取るに足らないものとはしていない。第一審本訴原告が二枚舌を使つていなければ、ここに大きな矛盾があるため、第一審本訴原告の本訴の目的は違うところにあると考えるのが自然である。

第一審本訴被告の提出した準備書面(9)の争点6で説明した通り、第一審本訴原告は、以前から、第一審本訴被告が運営する「和ネット」を心よく思つていなかつたと推測される。

準備書面(9)の争点6で説明した通り、第一審本訴原告の活動に対して、「和ネット」が支障を来す存在であったため、心よく思つていなかつたのは間違いない。第一審本訴原告の複数の準備書面で執拗に第一審本訴原告の将来の記述の禁止であるとか掲載禁止も求めているのも、「和ネット」が支障を来す存在であったからであるのは自明である。

「和ネット」の掲示板システムは、第一審本訴被告が管理を行つてゐるが、投稿者は、第一審本訴

被告とは別人で第三者であるので、訴訟対象になっているわけでもなく、たとえ第一審本訴原告の言い分が、認められても、第三者に記述、掲載を禁止する根拠もなければ、理由もない。「和ネット」で、第三者に記述、掲載を禁止するのなら、憲法で保証されている言論の自由、表現の自由を少なくとも「和ネット」の利用者である和歌山県民から奪わないといけない。

第一審本訴被告に第一審本訴原告に関する記述の掲載禁止を求めて、削除義務を課そうとしても、その投稿が違法かどうかわからず、結局、第一審本訴被告に、投稿者の著作権侵害という違法行為を強要するという犯罪行為を要求しているわけで、それを裁判所に認めさせようとするのは、これこそ、法治国家の根源を揺るがす話であるとしか言い様がない。つまり、どちらにしても、第一審本訴原告の訴えの目的自体が、明らかに、不法行為である。これは、明らかに争点5、6の話である。

第一審本訴原告は、本書面(準備書面(6))で、「争点と無関係な主張や証拠は出さないようにたしなめられた」とあるが、第一審本訴被告は、そのような認識はまったくない。

上記の通り、争点として、まとめられるものであるので、争点と無関係というのは、第一審本訴原告勝手な思い込みと言える。担当された榎原裁判官は、紳士的な方であり、公平に言い分を聞いてもらえており、第一審本訴被告も満足のいく主張を行えたと思っている。第一審本訴原告が主張するように、「たしなめた」という一方的な言動はいつさいなかった。これは、第一審本訴原告が、榎原裁判官を侮辱していると、第一審本訴被告は受け止めている。

なお、第一審本訴原告の代理人である、弁護士、太田達也と重藤雅之は、平成26年2月19日付第一審本訴原告の送付した内容証明による通知書に代理人として、第一審本訴原告と一緒に名前を連ねている。また、平成26年4月14日付で、和歌山地方検察庁に提出された被告訴人を第一審本訴被告とした、告訴状に両者ともに、告訴人として第一審本訴原告と名前を連ねている。これは、本訴でも、両者は当事者であって、第三者ではないということである。そのため、両者とも、

第一審本訴原告の本訴の目的を十分に知っているはずである。つまり、裁判所に、不法行為を認めさせるのが、第一審本訴原告の目的であるので、両者の目的は一緒である。

事件の目的はお世辞にも、正当な事件とは言えない。

これは、弁護士職務基本規定第31条の「弁護士は、依頼の目的又は事件処理の方法が明らかに不当な事件を受任してはならない。」という規定に抵触していると考えられる。

つまり、第一審本訴被告は、弁護士法第22条に抵触する違法行為であると受け取っている。

本訴については、いろいろな面から、第一審本訴原告の違法な面が多々判明していおり、代理人まで、違法行為という、まさしく、本訴を提起すること自体が、不法行為だと言える。これは、争点5ないし、6に該当する。

3. 最後に

本件は、平成26年2月19日付第一審本訴原告の送付した内容証明による通知書から始まっている。この内容証明による通知書で、第一審本訴原告側は、「記載者に対する厳格な処罰を求める既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」というような虚偽の記載もすることなく、法的請求権をきっちりと明記し、また、第一審本訴被告が判断できないのなら、第一審本訴原告は、仮処分を申し立て、決定が出れば、決定に従って、第一審本訴被告が、送信防止措置をとれば、なにも問題なくすでに事態は終わっていたはずである。

つまり、第一審本訴被告は、この内容証明による通知書に問題があつて、「和ネット」も混乱し、その混乱を收拾するために、懲戒請求を出したのであって、この内容証明による通知書に問題がなければ、懲戒請求を弁護士会に出すこともなかつたというのも事実である。

以上